

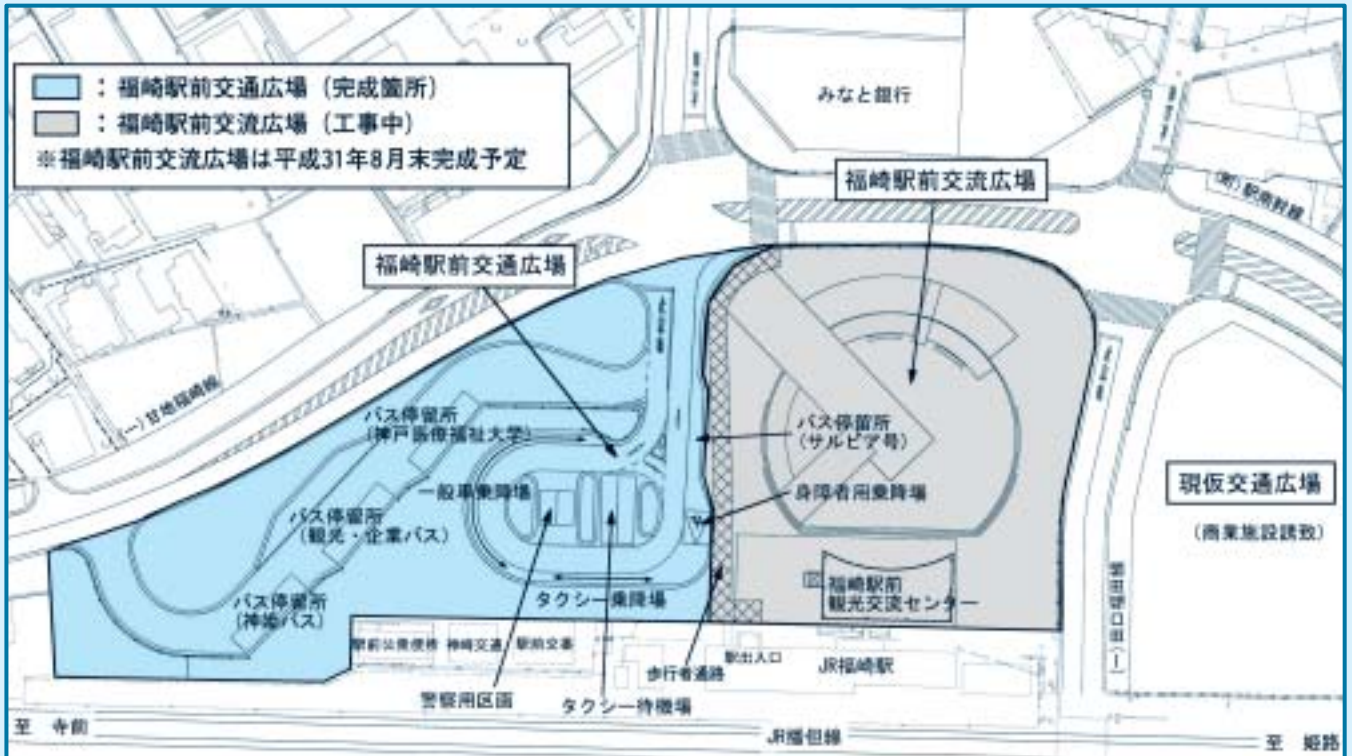
福崎駅前交通広場が完成します

4月1日(月)午前5時から、バス停留所、タクシー乗降場、一般車乗降場が利用できます

福崎駅周辺整備事業で整備している福崎駅前広場のうち、ロータリー部分となる「福崎駅前交通広場」が3月下旬に完成し、4月1日から供用を開始します。

「福崎駅前交流広場」は工事が続くため、ご迷惑をおかけしますが、工事へのご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ先 まちづくり課 管理係(内線331)



現在ロータリーとしている仮交通広場は、当面の間、これまでどおり一般車乗降場としてご利用いただけます。

福崎駅前駐車場のご案内

福崎駅前西駐車場

- 【場所】 福崎町福田255番地 1
- 【利用形態】 定期駐車場及び時間貸し駐車場
- 【使用料】

定期駐車：4,320円/月
時間貸し駐車：1時間100円(上限400円/日)

福崎駅前東駐車場

- 【場所】 福崎町福田381番地 3
- 【利用形態】 時間貸し駐車場
- 【使用料】 1時間100円(上限400円/日)
入場30分以内は無料

定期駐車申し込み・問い合わせ先
定期駐車場は消費税改正のため半期ごとの契約です。4～9月分の申し込みを受け付けています。

まちづくり課(内線333)



医療費受給者証更新・資格喪失のお知らせ

小学3年生の乳幼児等医療費受給者証
 中学3年生のこども医療費受給者証
 18歳の子・その監護者の母子家庭等医療費受給者証

現在お持ちの受給者証の有効期限は3月末です

小学3年生のお子さんは、4月から「こども医療費受給者証」に切り替わります。3月下旬に郵送(普通郵便)で、こども医療費受給者証を送付しますので、旧乳幼児等医療費受給者証は有効期限終了後、役場健康福祉課へ返却してください。また、こども医療を受給されている中学3年生・母子家庭等医療を受給されている18歳の子の保護者の方には、3月下旬に資格喪失届を送付します。返信用封筒を同封していただきます。有効期限終了後、資格喪失届と医療費受給者証を健康福祉課へ返却してください。

問い合わせ先
 健康福祉課 国保医療係
 (内線356)

福崎町の区長

平成31年福崎町の区長が決まりましたので、お知らせします。

3月以降に区長交代が予定されている自治会については、その都度お知らせします。

(2月5日現在・敬称略)

自治会名	区長名
田原地区	
長目	後藤 芳樹
中島	松岡 宣幸
西光寺	竹本 繁夫
八反田	多田 龍三
吉田	難波 成光
西野	松井 昭正
井ノ口	姫田 紀生
北野	長谷川尚志
辻川	鈴木 健文
田尻	寺谷 保
大門	松岡 繁克
加治谷	黒田 義孝
亀坪	河嶋 馨
八千種地区	
南大貫	前田 泰良
東大貫	鎌谷 康正
西大貫	吉識 秋光
余田	松岡 光夫
小倉	難波 孝裕
庄	(代理)西井和俊
鍛冶屋	中塚 龍一
福崎地区	
新町	石川 宗三
馬田	植岡 進也
山崎	大井 正英
駅前	後藤 幸男
福田	大松 正教
田口	豊國 明仁
板坂	鳥岡 照義
桜	大杉 武司
長野	松岡 武夫
神谷	大野武二郎
西谷	谷本 敬三
西治	志水 利雄
高橋	水谷 正美

(総務課)

個人番号カード 写真無料撮影・休日申請受付のご案内

日時：3月24日(日) 9:00～17:00

場所：住民生活課

持参物：通知カード、個人番号カード交付申請書、
 認印、本人確認書類、
 住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)



事前予約が必要です。住民生活課までお電話ください。

すでに個人番号カードを申請し「交付通知ハガキ」が届いている方で、受け取りがまだの方は、この機会に受け取ってください。その場合も予約が必要です。

問い合わせ先 住民生活課(内線374)

ご利用ください「本人通知制度」

本人通知制度とは、住民票の写しや戸籍謄抄本などの証明書を代理人や第三者に交付した場合に、本人(事前に登録していただいた方)に、証明書を交付したことを郵便でお知らせする制度です。

この制度により、不正請求の抑止や不正取得の早期発見の効果が期待できます。

代理人や第三者から交付請求があった場合に、交付の可否を本人に確認する制度ではありません。

福崎町で登録できる方

福崎町の住民基本台帳に記載されている方及び過去にされていた方

福崎町の戸籍に記載されている方及び過去にされていた方

制度の詳細、登録の方法などは住民生活課にお問い合わせください。

住民生活課・窓口(内線375・376)

町職員の給与や職員数を公表します

町職員の給与は、生活費、並びに国、他の地方公共団体の職員及び民間企業の従事者の給与等を考慮して、町議会の議決を経て条例で定めています。また、町長、議長及び特別職の報酬等は、町内の各種団体の代表者等によって構成される特別職報酬等審議会の意見を聴いて、町議会の議決を経て定めています。職員の給与等の状況を広くみなさんに知っていただくために、その概要を公表します。

1. 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (年度末)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B÷A)	前年度 人件費率
	(H30.1.1現在)	千円	千円	千円	%	%
平成29年度	19,390人	8,188,193	215,112	1,247,519	15.2	14.1

- (注) 1.人件費には、一般職員の給与、特別職の給料・報酬、共済組合負担金等が含まれています。
2.実質収支 = 歳入総額 - (歳出総額 + 翌年度へ繰り越すべき財源)

2. 職員給与の状況（普通会計決算）

区分	職員数 (A)	給与費				1人当たり給与費 (B÷A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
平成29年度	137	510,060	89,155	197,252	796,467	5,814

- (注) 1.職員手当には児童手当、退職手当を含みません。
2.職員数は平成29年4月1日現在の人数です。

3. 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況

(平成30年4月1日現在)

区分	一般行政職		技能労務職	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
福崎町	318,896円	40.8歳	334,600円	53.4歳
国	329,845円	43.5歳	286,817円	50.7歳

- (注) 1.一般行政職とは、特別職、税務職、看護・保健職、福祉職、企業職及び技能労務職を除いたものです。
2.技能労務職とは、運転員、調理員、作業員などです。
3.平成30年度福崎町のラスパイレス指数(国家公務員の給料を100として算出する)は100.2となっています。

4. 職員の初任給の状況

(平成30年4月1日現在)

区分		福崎町	国
一般行政職	大学卒	180,700円	180,700円
	高校卒	148,600円	148,600円

5. 職員の経験別・年数別・学歴別標準給料月額の状況

(平成30年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	265,700円	300,600円	352,600円
	高校卒	220,000円	265,700円	300,600円

6. 一般行政職の級別職員数の状況

(平成30年4月1日現在)

区分	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計	
標準的な職務内容	技監	課長 課参事	課長 課参事 副課長	課長補佐 係長 主査	係長 主査	主事	主事		
職員数(人)	1	13	7	34	28	13	3	99	
構成比(%)	1.0	13.1	7.1	34.4	28.3	13.1	3.0	100.0	
参考	1年前の構成比	1.0	8.3	13.4	28.9	30.9	13.4	4.1	100.0

- (注) 1.職員数は、福崎町給与と条例にもとづく給料表の級区分による職員数です。
2.標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

7. 職員の手当の状況

区分	福 崎 町	国の制度との比較
期末手当 勤勉手当	(平成30年度支給割合) 期末手当 勤勉手当	同じ
	6月期 1.225月分 0.90月分	
	12月期 1.375月分 0.95月分	
	計 2.600月分 1.850月分	
職制上の段階、職務の 級等による加算措置	有	同じ
退職手当	(支給率) 自己都合 勤奨・定年	同じ
	勤続20年 19.6695月分 24.586875月分	
	勤続25年 28.0395月分 33.27075月分	
	勤続35年 39.7575月分 47.709月分	
最高限度額 47.709月分 47.709月分		
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2~45%)	同じ
退職時の 特別昇給	無	無
地域手当 (平成30年 4月1日現在)	平成21年度から制度廃止	同じ (制度はあるが 福崎町の区域は無支給)
管理職手当 (平成30年 4月1日現在)	技監20/100、町参事職19/100、 課長17/100、課参事13/100、 副課長12/100	異なる 7級 88,500円~66,400円 6級 72,700円~51,900円 5級 59,500円~49,600円
特殊勤務 手当 (平成29年度)	職員全体に占める手当支給職員の割合 3.6% 支給対象職員1人当たり平均支給年額 0円 手当の種類(手当数) 感染症防疫作業手当(1)	異なる
時間外 勤務手当	29年度 支給総額 35,135千円 支給対象職員1人当たり年額 313,702円	同じ
	28年度 支給総額 33,715千円 支給対象職員1人当たり年額 303,741円	
扶養手当 (平成30年 4月1日現在)	配偶者 6,500円 扶養親族1人につき 10,000円 配偶者のない場合の1人目 10,000円 年度初め満15歳~年度未満22歳の子加算額 5,000円	同じ
住居手当 (平成30年 4月1日現在)	借家居住者 月額12,000円以上の家賃を払っている職員 最高27,000円	同じ
	自宅居住者 世帯主である職員に支給 2,500円	無
通勤手当 (平成30年 4月1日現在)	交通機関の利用者 実費支給 ただし最高55,000円 6か月定期券等の価格による一括支給	同じ
	交通用具利用者 通勤距離 1km ~ 40km以上 3,500円 ~ 35,000円	異なる 0km ~ 60km以上 2,000円 ~ 31,600円

(注) 1.退職手当については、兵庫県市町村職員退職手当組合に加入していますので、支給率は本組合条例で定められています。

8. 職員の福祉および利益の保護の状況

共済制度	職員は、社会保険制度の一環として、兵庫県市町村職員共済組合または公立学校共済組合に加入し、医療、年金などの給付を受けています。
互助制度	職員は、一般財団法人兵庫県市町職員互助会及び福崎町職員互助会に加入し、福利厚生の実施を図っています。
健康管理	定期健康診断、人間ドック、脳ドック、子宮がん検診を実施
公務災害	公務災害発生件数 0件 通勤災害 0件 (平成29年度)
措置要求・ 不服申立て	勤務条件に関する措置の要求 0件 不利益処分についての不服申立て 0件 (平成29年度)

9. 特別職報酬等の状況

区 分	給料・報酬月額		期末手当
	平成30年4月1日現在		
給料	町 長	830,000円	6月期 2.075月分 12月期 2.325月分 計 4.4月分
	副町長	673,000円	
	教育長	620,000円	
	上下水道 事業管理者	520,000円	
報酬	議 長	370,000円	計 4.4月分
	副議長	280,000円	
	議 員	255,000円	

10. 定員の状況

部門別職員数の状況 (各年4月1日現在)

部門	区分	職員数			平成30年 の対前年 度増減数	主な増減理由
		平成28年	平成29年	平成30年		
一般行政 部門	議会	3人	3人	3人	0人	退職後、再任用職員へ 会計間の異動 非常勤職員化
	総務	31	34	32	2	
	税務	8	8	9	1	
	民生	51	51	50	1	
	衛生	9	10	10	0	
	農林水産	9	10	10	0	
	商工	3	3	3	0	
	土木	14	14	14	0	
	小計	128	133	131	2	
	特別行政 部門	教育	28	21	19	
小計	28	21	19	2		
普通会計	計	156	154	150	4	
公営企業等 会計部門	水道	7	7	7	0	会計間の異動
	下水道	7	6	6	0	
	その他	10	11	10	1	
	小計	24	24	23	1	
合 計		180	178	173	5	

(注) 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時または非常勤職員を除いたものです。

問い合わせ先 総務課 人事係(内線222)

詳しい内容は町ホームページに掲載しています。

～固定資産税について～

固定資産の価格に係る不服審査

固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある納税者は、福崎町固定資産評価審査委員会に不服の審査を申し出ることができます。

この審査の結果、固定資産課税台帳に登録された価格が固定資産評価基準に照らして不適当なものであることが認められると、価格が修正され、税額が修正されることとなります。

審査申出期間

固定資産課税台帳に価格等を登録した旨の公示日（通常4月1日）から納税通知書の交付を受けた日後3ヶ月を経過する日までに、文書をもって審査の申し出をすることができます。

Q 家屋を取り壊しました。固定資産税はどうなりますか？
また、手続きはどのようにしたらよいですか？
A 固定資産税は、毎年1月1日に所在する家屋に課税されます。したがって、取り壊した年は課税となりませんが、翌年からは課税されなくなります。しかし、未登記の家屋を取り壊したり、登記家屋であっても滅失登記がされていない場合は、壊したことを把握することが困難です。税務

固定資産税（家屋）のあれこれ

課資産税係へ「とりこわし家屋報告書」を提出し、取り壊しの状況を報告してください。報告書を提出されなかった場合は、家屋を取り壊したにも関わらず、固定資産税が賦課され続ける場合がありますので十分ご注意ください。
Q 家屋の用途変更があった場合の手続きは？
A 家屋の用途は、登記簿の情報や新築時の実地調査で確認した情報を基に判断してい

ます。家屋の用途変更をされた場合、1か月以内に法務局で建物表題部変更登記をすることが義務付けられています（不動産登記法第51条）。しかし、なんらかの事情により変更登記ができないとき、又は、未登記家屋については、「家屋用途変更届出書」により税務課課資産税係へ用途変更の旨を届け出てください。

問い合わせ先
税務課 資産税係
(内線344・346)

固定資産課税台帳の縦覧について

納税義務者等は、自己の土地家屋について、他の土地や家屋と評価額を比較し、適正であることを確認することができます。

縦覧のできる範囲（記載されている内容）

- ・土地価格等縦覧帳簿
所在、地番、地目、地積、価格
- ・家屋価格等縦覧帳簿
所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格
縦覧場所 福崎町役場 税務課
縦覧期間 4月1日～6月30日
(土・日曜日、祝日を除く)

縦覧できる方

- ・土地、家屋の固定資産税の納税者、納税管理人
- ・納税者と同居の親族
- ・委任状を有する代理人
持参するもの
- ・窓口で縦覧される方の印鑑
- ・本人確認書類（免許証、個人番号カードなど）
- ・代理人の場合は委任状

固定資産課税台帳の閲覧について

納税義務者等は、自己の資産について、固定資産課税台帳に記載された事項を確認することができます。

閲覧できるもの 固定資産課税台帳（名寄帳）

閲覧できる方

- ・土地、家屋、償却の固定資産税の納税者、納税管理人
- ・納税者と同居の親族
- ・委任状を有する代理人
- ・借地、借家人等の利害関係人（当該部分のみ閲覧可）
借地人・借家人が閲覧できる範囲
借地人...借りている土地の所有者名、所在、地番、地目、地積、価格、課税標準額
借家人...借りている家屋の所有者名、所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格及びその敷地である土地の所有者名、所在、地番、地目、地積、価格、課税標準額
- 持参するもの
- ・窓口で閲覧される方の印鑑
- ・本人確認書類（免許証、個人番号カードなど）
- ・代理人の場合は委任状
- ・借地、借家人等の利害関係人の場合は、賃貸物件の明記された契約書等の利害関係がわかる書類

平成30年度 埋蔵文化財発掘調査速報

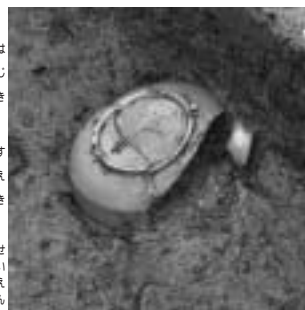
社会教育課文化財係では、町内の各種開発に伴い、埋蔵文化財調査を行っています。平成30年度は、開発に伴って6件の本調査を行いました。その結果、福崎町の歴史を紐解く貴重な成果が得られました。



東西に並ぶ大きな掘立柱建物の柱穴

奈良時代の大きな掘立柱建物跡を発見!! (吉田地区)
平成30年6月から約2か月間、吉田地区で店舗新築工事に伴う南田原条里遺跡の本調査を実施しました。
調査の結果、掘立柱建物跡5棟、溝13条、土坑2基、落ち込み2か所等が確認されました。
掘立柱建物跡のうち、1番大きなものは、柱穴と柱穴との間が1.6mあり、建物の1辺の長さは4.8mありました。これは、東西方向に4つの柱穴が並びます。おそらく南北方向にも同じ数以上の柱穴が並んでいたと思われます。見つかった土器から、奈良時代後半の建物跡だと考えられます。

土師器、須恵器、製塩土器、土師器や須恵器は奈良時代（約1300年前）のもので、よく注目されるのは、稜椀という金属で作られた茶碗を模倣して作られた土器が出土したこと、多くの製塩土器が出土したことです（当時貴重であった塩が集められていた施設であったと考えられます）。また、調査によって、他の掘立柱建物跡も整然と並んで配置されていることが分かりました。これら成果から、この遺跡は官衙（役所）的な性格を持つ遺跡であると位置づけられます。



稜椀の出土状況



奈良時代の土器が見つかった溝

弥生時代と奈良時代の溝（駅前地区）
駅前開発事業に伴い、埋蔵文化財調査を先立って行ったところ、平成27年度に中溝遺跡というこれまで知られていなかった遺跡が発見されました。平成30年度は、福崎駅南側の本調査を行ったところ、溝4条、土坑6基等が見つかりました。
そのうち1条からは奈良時代の土器が、また、別の2条からは弥生土器が出土したことから、それぞれ弥生時代（約2000年前）と奈良時代の溝だと考えられます。

平成27年度の調査では、中世（約800年前）の建物跡が見つかったため、中溝遺跡は中世の遺跡であると考えられていましたが、今回の調査で新たに弥生時代と奈良時代の遺構や土器が見つかりました。
このことから、この遺跡には、弥生時代から中世まで継続して人が住み続けていたと考えられ、今後の調査によって新たな遺構の発見が期待されます。



溝から弥生土器を取り上げるようす

福崎町文化財だより 75

福崎町教育委員会
柳田國男・松岡家記念館
神崎郡歴史民俗資料館

弥生時代から中世の複合遺跡（田尻地区）

平成30年4月に、宅地造成工事に伴う西田原上野田遺跡の本調査を実施しました。

調査の結果、溝、土坑、落ち込み等が確認されました。

調査区の北西から旧河道が検出され、弥生時代末から古墳時代初頭（約1700年前）の土器が見つかりました。この時期に機能していたものと考えられます。

他にも、同じ時期の甕や壺等の日常の煮炊きの道具である土器が、土坑から見つかりました。



土坑の弥生土器出土状況

この遺跡は弥生時代末から中世まで、人が住み続けていたことが明らかになりました。



奈良時代の掘立柱建物跡

調査区の北側からも溝や土坑などが見つかっていますが、注目されるのは、奈良時代の掘立柱建物跡が1棟確認されたことです。

調査区内で3つの柱穴が並んで見つかりました。また、この建物跡が見つかった土層の上からは、平安時代から鎌倉時代（約800年前）の溝やピットも見つかっています。

これらのことから、この遺跡は弥生時代末から中世まで、人が住み続けていたことが明らかになりました。

鍛冶屋遺跡（鍛冶屋地区）

平成30年4月、鍛冶屋地区で個人住宅新築工事に伴う本調査を実施しました。

この遺跡内で調査を行ったことがなく、古代から中世（約1300年前から800年前）の土器が採集されていることから、この時期の遺構が見つかることが期待されています。

調査の結果、溝、土坑、柵列等の遺構が上下2面から見つかりました。下の層から見つかった柵列は、柱穴が2個ずつ1組になって南北方向に13基並んで検出されました。また、遺構を検出する時に、多くの土器が出土しました。ほとんどが中世の須恵器の杯や椀等で、遺跡の時代も同時期であると考えられます。



柵列検出状況

2面の土層から遺構が見つかったことから、中世の人々が長きにわたってこの土地に住んでいたことが分かりました。

西光寺中遺跡（西光寺地区）

平成30年1月、

建物新築工事の計画があり、事前に調査したところ、遺構が見つかったため新たに遺跡として登録されました。そして、4月に本調査を行いました。

調査の結果、溝が2条重なるようにして見つかりました。土器が出土していないため時期は不明ですが、寶性院に近接していることから、寺院関係の遺跡の可能性もあり、今後の調査に期待されます。

上坂遺跡（辻川地区）

平成30年8月から、事業に伴う本調査を行いました。

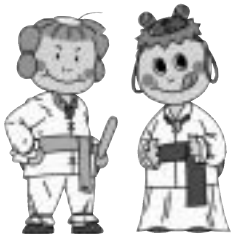
上坂遺跡は、過去の分布調査（地表面から土器を採集する調査）によって、遺跡である可能性が分かっています。



竪穴住居跡や溝などの遺構検出状況

調査の結果、竪穴住居跡、溝、土坑などの遺構が見つかりました。また、弥生時代から中世の土器を採集することができたことから、弥生時代から人が住んでいた地域と考えられます。

調査区の東側では近代の遺構と思われるものも確認でき、調査区の南西に位置する三木家住宅との関連も考えられます。



歴史民俗資料館だより

平成30年度連続講座⑤

「ふくさき」の遺跡

「平成29年度の発掘調査から」

平成30年度連続講座の最終回は、平成29年度に実施した発掘調査の中から、弥生時代の建物跡が確認された北野散布地（北野）、中世のお墓が確認された田口トツタニ遺跡（田口）、中世の建物や水田跡が確認された前田遺跡（神谷）について紹介します。

ぜひ、ご参加ください。

連続講座⑤

日時：平成31年3月16日(土)
13:30~15:00
場所：歴史民俗資料館2階
講師：福崎町教育委員会職員
受講料：無料（申込不要）

「平成29年度
埋蔵文化財発掘調査速報展」
会期：3月9日(土)~3月31日(日)



平成の機器スマホで自撮りする鬼（妖怪ベンチの設置 平成30年3月）

企画展

「平成時代」とふくさき

来る5月1日に元号が改められ、いよいよ平成が終わりを迎えるうとしています。

そこで資料館ではこの節目に、平成時代の福崎町での出来事や当時の様子をふりかえる企画展の開催を予定しています。

図書館やエルデホルの開館、祭りの屋台大集合、妖怪の出現：皆で平成の思い出話に花を咲かせましょう！

会期：4月20日(土)~5月31日(金)

写真・資料の収集にご協力ください

企画展「平成時代とふくさき」にあたり、平成年間に変化した福崎町の町並の写真、平成元年（平成9年の播但線の写真や平成の機器（ポケベル・携帯等）を探しています。お持ちの方は資料館までご連絡ください。（☎22・5699）



町道中島井ノ口線（平成12年頃）

柳田國男・松岡家記念館だより

平成31年度 春季松岡映丘画稿展

「映丘がいざなう旅の風景」

会期 4月6日(土)~5月26日(日)

本展では、補修を終えた作品や映丘がやまと絵式で描いた作品の画稿から、旅情溢れる風景画の世界をご紹介します。

松岡映丘は、明治から昭和初期にかけて活躍し「やまと絵」の復興に尽力した、松岡五兄弟の末弟にあたる日本画家です。

記念館には松岡映丘が手掛けた作品の下書きや試し書き（画稿）が1000点以上収蔵されており、現在これらを展示できるよう修繕する事業を行っています。

平成30年度に補修したのは、「稚児観音」「業平」「春夏秋冬 夏」「志賀の浦波」「熊野（清水詣）」「東下り」「初詣」「詣」「旅道中」の9点です。

平成31年度画稿展は、「春季・秋季」の2期開催を計画しています。4月から始

まる春季企画展では、「映丘がいざなう旅の風景」と題し、補修画稿のなかから「旅をする人々」を描いた作品を展示します。

四季の情景を描いた連作「春夏秋冬」は大正6年に本画が発表されました。季節ごとに違った人物が主人公となり、それぞれに違う手段で出かける風景を描いています。今回補修が終わった「夏」は、従者とともに

に渡し船に乗る貴人が主題として描かれ、繁る青葉を背景に、人物周辺に大きく空白をとった開放的な構図で涼しさを演出しています。

「稚児観音」は若者の姿に変化して人々を救う観音菩薩の物語です。本作の稚児観音は笛を持っていることから、奈良興福寺別院である菩提院の「稚児観音縁起絵巻」において、主人公である上人が長谷寺へ参詣する際に出会った、観音が変化した稚児が笛を吹いている様を題材としていると考えられます。

春季企画展も入場無料でご覧いただけます。ぜひ皆さんも映丘が描き出す旅情の世界を味わってみてください。



「春夏秋冬 夏」



「稚児観音」

三木家住宅だより

三木家の文献資料調査すむ

三木家住宅には江戸時代から現代に至る文献資料（書簡や書籍など）が6000点以上存在しています。大庄屋の仕事に関連する資料や、地域の文化交流の中心的存在であった同家の多量の私文書などは、近世から近代にかけての社会や文化、人びとの生活を知る大切な資料です。

平成29年度に実施した生活用具などの三木家民俗資料調査に引き続き、神戸大学との共同研究で、昨年4月から三木家文献資料調査を実施しました。資料を1点1点目録と照合し、資料保管のために使用している封筒を中性紙の封



調査のようす



6代通明・7代通深に画を教えた鳥琴陵の画などが新たに確認されました。

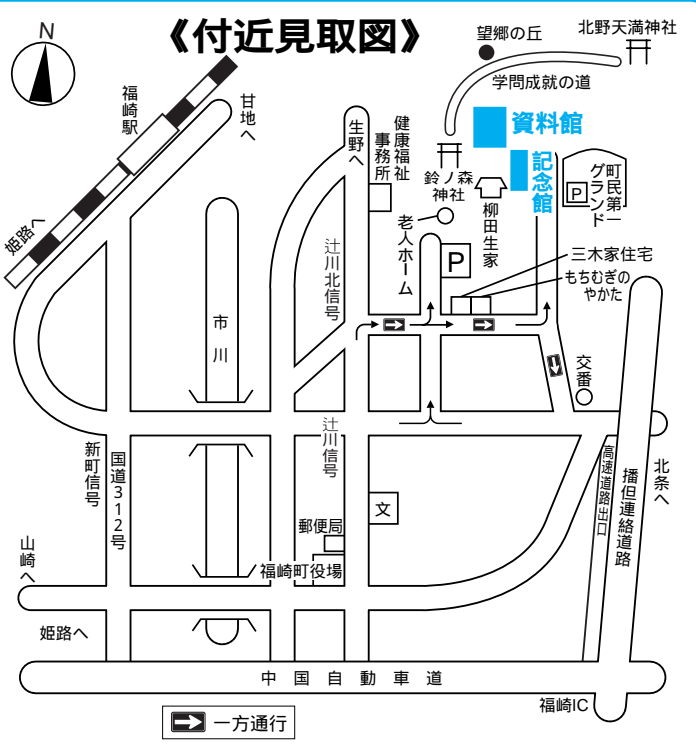
筒に入れ替えました。一般的な封筒（酸性）は経年劣化により収納した資料をいためる恐れがあるため、紙の劣化を防ぎ長期保存に適した中性紙の封筒に収納することで、大切な資料を後世に残していくことができます。また、これまでに調査されていなかった文献資料の確認を行いました。今後、これらの資料調査をさらにすすめることで、三木家や地域の姿をあきらかにすることが期待されます。調査の成果は今後の展示などに活かしていきます。

「三木家ゆかりの着物展」を開催しました

三木家住宅では1月に新春の催しとして、三木家ゆかりの着物を展示しました。三木家現当主より新たに寄贈いただいた着物の中から、婚礼に使用したとされる打掛や女兒の晴れ着を並べ、三木家を彩った生活の一部を紹介しました。



「わが家の雛人形展」開催中
 ただいま、町民のみならずに出品いただいた雛人形をかざる「わが家の雛人形展」を開催しています。きらびやかな雛人形で華やいだ三木家住宅に、家族そろってぜひお越しください。
 期間 3月24日(日)まで
 土・日曜日、祝日のみ開館
 開館時間 9時～16時30分
 (入館は16時まで)



柳田國男・松岡家記念館
 歴史民俗資料館 利用案内

開館時間 9時～16時30分
 休館日 月曜日(祝日の場合は開館)、祝日の翌日(土・日曜の場合は開館)、12月28日～1月4日
 入館料 無料

交通 JR播但線で福崎駅下車、タクシー約10分。車は播但連絡道路・中国自動車道で福崎ICから約5分、または国道312号線を利用。

福崎町文化財だより 75
 発行 平成31年3月7日
 ・福崎町教育委員会
 福崎町南田原3116の1
 ☎0790220560
 ・柳田國男・松岡家記念館
 ・神崎郡歴史民俗資料館
 福崎町西田原1038の12
 ☎0790221000
 (記念館)
 ☎0790225699
 (歴史)

